

～2020年(年間教育計画)～

実施月	教育テーマ	教育内容	実施月	教育テーマ	教育内容
1月	事業自動車を運転する場合の心構え ※指導及び監督の内容①	旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることの再認識をするとともに、交通事故が社会に与える影響の大きさを理解するよう近年のトピックスを交えた研修を実施行う	6月	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 ※指導及び監督の内容⑥	車庫付近など、日常運行を行っている場所での交通状況から推測されるリスクの再認識を行う、また特定旅客自動車運送事業に該当される団体や、定期便など運行経路が確定している場合には該当経路上で発生が想定されるリスクを洗い出すよう指導を実施
	事業用自動車の構造上の特性 ※指導及び監督の内容③	事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差、制動距離を再確認し、理解の不足に起因する交通事故の事例を用いて、事業用自動車の構造特性の知識を深める	7月	危険の予測及び回避 ※指導及び監督の内容⑦	事業用自動車の運転に関して想定される様々な危険に関して、危険予知訓練の手法などを用いて理解を深めるとともに必要な技能を習得させることを目的に研修を実施。また緊急時における制動装置の急な操作に関わる技能の維持のため、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用いて、制動装置の急な操作について指導する
2月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 ※指導及び監督の内容⑨	長時間運転や連続出勤などによる過労及び飲酒等の生理的要因並びに自分の運転技能の過信による集中力の欠如等の心理的要因から引き起こされる事故を事例を用いて指導、また飲酒運転、薬物使用などの禁止を徹底した指導も同時に行う	8月	ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の社内での共有 ※指導及び監督の内容⑬	指導及び監督の内容⑫にて記録した指導内容を当該運転者以外の運転者に対する指導および監督に活用し再発防止を目的とした研修を実施
3月	健康管理の重要性 ※指導及び監督の内容⑩	疾病が交通事故の要因になるという事例を説明することでリスクの理解を図り、自身の生活習慣の改善を図り健康管理を行うよう指導する	9月	安全性の向上を図るための装置(ASV装置)を備える貸切バスの適切な運転方法及び異常気象時における対処方法および環境保護意識の向上 ※指導及び監督の内容⑪	安全性の向上を図るための装置(ASV装置)を備える貸切バスを運転する場合において、当該装置の機能への過信や誤った使用方法が起こらない様適切な運転方法の知識を深める。また異常気象時における緊急の対処方法を指導。また、環境への配慮を考え、自動車の環境に対する影響やデジタルタコグラフのデータを活用し、エコドライブの推進を図る。
4月	運輸安全マネジメントの周知および指導 ※自社推奨学習項目①	新年度として新たに設定した安全マネジメントにおける目標などを周知するとともに、その目標に対する手段や過程なども明確にし、個人々人への共通理解を図る	10月	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ※指導及び監督の内容④	急激な運転操作を行った場合に発生が想定される乗客の事故や怪我を予測した教育を実施、またシートベルトの着用推進など乗客の安全確に留意すべき事項を指導する
	運転者の運転適性に応じた安全運転 ※指導及び監督の内容⑧	各自適宜適性診断の結果に基づき、自身の特性について振り返りを行う。またそれぞれの特性を安全統括管理者や運行管理者等と相互理解し、安全運転の徹底を図る。	11月	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ※指導及び監督の内容⑤	乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作によって起こり得る乗客の怪我や事故を防ぐのと同時に、周囲の交通状況の把握を徹底し、第三者への事故発生も防ぐ為、事例などを用いた教育を実施
5月	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ※指導及び監督の内容②	道路運送法に基づき、運転者が遵守すべき事項及び交通ルールを改めて理解することを目的とした教育を実施 また、非常信号用具、非常口については座学、消火器の緊急時の利用方法は実地を用いて指導する	12月	年末年始輸送安全総点検および一年の振り返りによる安全意識の向上 ※自社推奨学習項目②	年末年始輸送安全総点検の通達ならびに1年間の運行の振り返りおよび来年の目標設定を行う
その他	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転 ※指導及び監督の内容⑫	運転者からヒヤリ・ハットの報告、乗客や通行人などによる苦情の申出などがあった場合、または事故等の発生時において、ドライブレコーダーの記録を振り返り指導を行う またその指導により、よりパーソナルな学習を目指し、再発防止も目標とする、また動画で学習することにより、運転士の運転特性を自身でより客観的に理解する学びを促す			

※旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針から必須項目の全13項目を指導ならびに自社内で推奨している学習内容を追加し年間のプログラムを各月に割り振り設定